

- <<http://www.hotline.or.kr/>>
- (8) ソウル女性の電話ホームページ
<<http://hotline.jinbo.net/>>
- (9) 「家庭内暴力依然として深刻、相談件数急増」(『ハングョレ新聞』インターネット版、2003年2月12日付)
- (10) 「度を越した家庭内暴力、制裁の手段はない」(『世界日報』インターネット版、2003年2月13日付)
- (11) 「家庭内暴力の問題点と対策」(『世界日報』インターネット版、2003年2月15日付)
- (12) 増田生成「諸外国における女性に対する暴力関係立法—加害行為に関する立法No.2」『調査と情報

-ISSUE BRIEF-』339号、国立国会図書館、2000.4.14.

- (13) 波田あい子「韓国における女性に対する暴力関連三法までの動向」『アクションと家族』18巻1号、ヘルスワーク協会、2001.3、pp.102-115.
- (14) 太田達也「韓国における『家庭暴力犯罪処罰特例法』の概要—家庭内暴力事犯における保護観察の役割にも言及して—」『更生保護と犯罪予防』133号、日本更正保護協会、1999.6、pp.8-40.

(おがわ まさよ・海外立法情報課)

【短信：フィリピン】

2001年資金洗浄防止法の改正

権 香 淑

フィリピン議会は、2003年2月13日、懸案であった2001年資金洗浄防止法（Anti-Money Laundering Act of 2001。以下「旧法」とする。^(注1)）の改正案を可決し、3月7日、大統領による署名を経て2001年資金洗浄防止法改正法が成立した。国際的な監視機関である金融活動作業部会（Financial Action Task Force、以下、「FATF」とする。^(注2)）は、改正案が可決された後も旧法の欠陥が払拭されていないと不満を表明し、3月15日までに内容の改善がされなければ制裁に踏み切るとの方針を示していた。しかし政府側の粘り強い交渉の結果、制裁措置が発動されることなく改正法が成立することになった。

以下では、旧法の概略と改正の背景、主な改正内容について述べることにする。

1. 旧法の概略

2001年9月29日に制定された旧法は、汚職、誘拐、麻薬取引に関する不正な資金洗浄を違法としている。同法では、400万ペソ（約1000万円）以上の銀行取引について、中央銀行に報告することを義務付けており（第3条、第4条）、資金洗浄防止評議会（Anti-Money Laundering Council。以下「AMLC」とする。）の設置が定められている。この評議会には、疑わしい預金口座を凍結する権限や、裁判所の令状に基づき、不正の疑いがある預金口座を調査するなどの権限が与えられている。

AMLCのメンバーは、中央銀行総裁、証券取引所理事長などから構成されている（第7条、第10条、第11条）。フィリピン政府は、不正な取引の追跡に関する外国政府からの協力要請に対応する義務がある（第13条）。資金洗浄犯罪の刑

罰としては、最高で7年から14年の懲役と、少なくとも300万ペソ（約750万円）又は犯罪に使われた総額の2倍に相当する罰金が科せられる（第14条）。

2. 改正の背景

旧法が制定されてからも、資金洗浄犯罪の摘発に有効であるかどうかについては、当初から疑問とする声があった。フィリピンには銀行預金秘密保持法（Bank Deposit Secrecy Law）があり、旧法第11条において、AMLCに預金口座に対する調査の権限が与えられているものの、銀行預金秘密保持法を適用する限りにおいて資金洗浄犯罪の摘発は不可能になってしまうからである。エストラダ前大統領の弾劾裁判では、異例にも銀行預金秘密保持法が適用除外とされたため、前大統領の預金口座を調査対象とすることができたが、一般の預金口座に関しては、秘密保持の観点から原則として保護されることになっている。

旧法の制定時と同様に^(注3) FATFは、この点に関する法律を改正しなければ制裁措置を発動すると勧告してきた。制裁の内容としては、補助金の減額、クレジットの事実上の停止、ビザ発行の規制、対フィリピン投資に対する注意報の発動などである。ただし、現在に至るまでFATFの対応は勧告のみに止まっており、実質的な制裁措置を実行したことはない。現行法の制定によって、多くの政府関係者はフィリピンが「非協力国リスト」(non-cooperative countries)から除外されることを期待したが、2002年7月に発表されたFATFの年次報告には、そのリストにフィリピンの国名が残されたままとなった。この時点においてAMLCは、資金洗浄防止法の改正案とそれに連なる銀行秘密保持法の改正案を提出する方針を固め、その方針どおり、上下両院にそれぞれ改正案を提出した。^(注4)

3. 改正案の内容

改正案の内容は、①疑わしい取引の報告義務が発生する最低金額を引き下げること、②最低取引額以下でも疑わしい取引の報告を金融機関に義務付けること、③裁判所の命令なしに疑わしい口座に関する調査権限および法施行前の取引に関する調査権限をAMLCに付与することである。政府は議会に対し、早急に法改正を行わなければFATFによる制裁措置が発動される恐れがあり、その際、海外フィリピン人労働者(OFW)からの送金に支障がでるなど経済に重大な影響があるとの警告を発し続けたが、上下両院ともに足並みがそろわず、審議は難航した。^(注5)

政府の警告を受け、2003年2月5日、上院では、資金洗浄犯罪に当たる調査対象の最低取引金額の引き下げを承認（賛成11、反対10）したが、銀行秘密保持法の改正とも関連するAMLCの調査権限拡大などについては留保するに止まった。上院本会議で改正案が可決されたのは、10日夜になってからである。下院は、制裁発動期限としてFATAが設定した2月12日までに間に合うよう経済問題、司法、金融機関の3つの委員会による合同公聴会を開き、1月22日、調査対象となる最低取引額を引き下げる案と、最低額以下でも疑わしい取引の報告を金融機関に義務づける案を盛り込む方針を決定した。

最終的な両院協議委員会において上下両院案を調整した結果、疑わしい取引の報告義務に関する最低金額は、現行の400万ペソ（約1,000万円）から50万ペソ（約125万円）に引き下げるという下院案で合意したが、AMLCの調査権限を拡大する内容については意見が割れ、誘拐や麻薬犯罪、ハイジャックなどのテロ行為に関与した疑いがある場合のみ事前に裁判所の命令を必要としないということでもとまった。同法改正案がFATFの意向に沿った形で取りまとめら

れたという認識から、政府関係者は FATF の制裁回避を期待し、アロヨ大統領も海外フィリピン人労働者からの送金など経済に重大な影響を与える制裁措置の発動に懸念を表明したうえで、改正案の可決に満足感を示していた。

4. 改正法の問題点

冒頭で述べた通り、改正案の可決から大統領の署名にいたるまで、FATF と政府の間では引き続き調整が行われた。その間、FATA が再三にわたって指摘した大きな問題点とは、AMLC の調査権限に関する規定であった。すなわち、改正案は、裁判所の許可がなくても疑わしい口座を調査することを認めているものの、フィリピンにはそのような調査を禁じる別の法律として「銀行秘密保持法」が存在するため、結局のところ、改正法が適用されても別の法律によって法律の効力が無くなってしまうという問題点である。

ブンニェ大統領報道官は、改正法が成立した2日後の3月9日、FATF の非協力国リストから削除されるためにはさらなる修正が必要だとの見解を示した。FATF が求める条件での改正が期限の3月15日までに成立したことで制裁措置の発動は免れたが、同報道官は FATF の資金洗浄防止に対する非協力国リストからフィリピンが除外されていないことに鑑み、上記のような改正法の問題点を取り除くための修正が必要だと説明している。ただし、現時点では、具体的な修正点についての詳細が明らかにされておらず、2003年6月に行われる予定の FATF によるリスト見直しに向けて、政府は具体的な対応を急いでいる。

(注)

(1) 正式名称は An Act Defining the Crime of Money Laundering, Providing Penalties Therefore and for Other Purpose [RA9160] であり、この法律の

構成は次の通りである。

第1条 略称

第2条 政策の表明

第3条 定義

第4条 資金洗浄犯罪

第5条 資金洗浄事件の管轄

第6条 資金洗浄の起訴

第7条 資金洗浄防止評議会の設置

第8条 評議会事務局の設置

第9条 資金洗浄の予防策：顧客の身元確認請求と記録の保存

第10条 凍結する権限

第11条 銀行預金の調査に関する権限

第12条 没収規定

第13条 国家間の相互協力

第14条 刑罰規定

第15条 政治的ハラスメントの禁止

第16条 賠償

第17条 規則の実施

第18条 国会監視委員会

第19条 歳出条項

第20条 可分条項

第21条 廃止条項

第22条 施行

(2) FATF は、1989年のG7による「アルシュ・サミット宣言」を受け、資金洗浄防止対策を国際的に推進することを目的として設立された政府間の国際監視機関で、正式名称は、金融活動作業部会である。現在、29の国(アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、中国、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国)および2つの国際機関(欧州委員会、湾岸協力会議)が加盟している。

(3) FATF は2001年6月に開かれた全体会合において

て、「非協力国」と認定されていたフィリピンが9月末までに資金洗浄対策のための十分な立法措置を取らない場合、FATF 加盟国による対抗措置を発動することを決定した。

- (4) AMLC のメンバーである証券取引委員会 (SEC) バウティスタ委員長は2002年7月3日、「疑わしい取引の報告が義務づけられる限度額を50万ペソまで引き下げるべきだ」と述べ、資金洗浄防止法の改正を強く求めた。
- (5) 現行は400万ペソ (約1,000万円) であるが、上院案では200万ペソ (約500万円) に、下院案では50万ペソ (約125万円) に、それぞれ引き下げる旨の内容が規定されている。
- (6) ドリロン上院議長は2003年2月17日、FATF が資金洗浄防止に対する非協力国リストからフィリピンを削除しなかったことで、日本政府はおよそ18万6,000人といわれる日本在住の「海外フィリピン人労働者 (OFW)」の本国送金に対しさらに厳しい姿勢で臨んでいると発言した。フィリピン・ナショナル・バンク (PNB) の幹部がドリロン上院議長にあてた2003年2月16日付の書簡によると、日本の郵政事業庁は郵便局の ATM (自動預払機) を利用して送金す

るシステムを PNB と結ぶ要請を拒否したという。

- (7) 改正に反対した議員は、FATF や世界銀行など国際機関の政策を内政干渉だと非難し、改正を求める議員は、銀行の守秘義務が犯罪組織に悪用されているとの懸念を示している。

(参考文献)

- (1) 「資金洗浄」に関する記事が掲載されたフィリピンのインターネット新聞
 マニラ・ブリテン <<http://www.mb.com.ph/>>
 インクワイアー <<http://www.inq7.net/>>
 フィリピン・スター
 <<http://www.philstar.com/philstar/index.htm>>
- (2) 法律及び改正内容を掲載した議会のホームページ
 (下院) <<http://www.congress.gov.ph/>>
 (上院) <<http://www.senate.gov.ph/>>
- (3) フィリピン政府公式サイト
 <<http://www.gov.ph/>>

(くおん ひゃんすく・海外立法情報課非常勤調査員)